

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ・ 会費
- ・ 寄附金等
- ・ 事業に伴う収入
- ・ 資産から生ずる収入
- ・ その他の収入
- ・ 別表2に掲げる資産

(資産の管理)

第 29 条 資産は、町会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2. 別表2に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 30 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(弔 慰 金)

第 31 条 会員には、別に定める弔慰金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第 33 条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第 34 条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 35 条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 36 条 この会が総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 解散のときに存する残余財産の処分は、総会の議決を得て定める。